

<別添 2 >

いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条第1項に、次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

分かりやすく言うと、いじめの定義は次の4つの要素からなっています。

- ① いじめた者もいじめられた者も児童生徒である。
- ② いじめた者といじめられた者は、学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブが同じ等、知らない間柄ではない。
- ③ いじめた者がいじめられた者に対して、冷やかしや悪口を言ったり、無視、仲間はずれをしたりした。または、暴力をふるったり、金品をたかたりした。
- ④ いじめられた者が心身の苦痛を感じている。

の4つです。

この4つの要素にすべて当てはまるものが、いじめとなります。

文部科学省は、法律上の「いじめ」にあたることは、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上で、どこの学校でも起こりうると考えています。北九州市も同様に考えており、いじめの発生の有無にとらわれることなく、把握したいじめに対して、すみやかに対応することを重視しています。